様式第3号(第3条関係)

|  |
| --- |
| 分担金徴収猶予・減免決定通知書第　　　　　号　　年　　月　　日　　　　　　　　　様酒田市長　　　　　　　　　　印　　　年　　月　　日付けで申請のありました合併処理浄化槽事業分担金の徴収猶予・減免の申請について、酒田市合併処理浄化槽事業分担金徴収条例施行規程第3条第3項の規定により次のとおり決定しましたので、通知いたします。　申請のあった分担金は、酒田市合併処理浄化槽事業分担金徴収条例第6条及び第7条の |
| 規定に | 該当するので、分担金を徴収猶予・減免します。該当しないので、分担金を徴収猶予・減免しません。 |
| 徴収猶予・減免を受ける浄化槽設置場所 | 酒田市 |
| 徴収猶予期間 | 　　　　年　　月　　日から　　　　年　　月　　日まで |
| 分担金決定額① | 徴収猶予減免額② | 差引納付額(①－②) |
| 円 | 円 | 円 |
| 年度 | 当初の分担金額 | 徴収猶予・減免後の負担金額 | 分担金納付額の内訳 |
| 第1期 | 第2期 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 備考 | 　 |
| ※徴収猶予・減免後の分担金については、同封の納付書により納付してください。1　この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、酒田市長に対して審査請求をすることができます。2　この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、酒田市を被告として(訴訟において酒田市を代表する者は酒田市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。3　ただし、上記の期間が経過する前に、この決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。 |